

令和3年度政府統計共同利用システム利用料金の考え方

令和2年8月11日
統計調査等業務最適化推進協議会決定

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく2021年度（令和3年度）の政府統計共同利用システムの運営に関し、各府省等が負担する利用料金は下記のとおりとする。

記

1. 政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、システムの運用・保守に要する経費を各府省等が負担する利用料金の対象とする。
2. 政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（料金基礎額）は、別紙に掲げる各指標の算定基礎数の合計値により決定する。

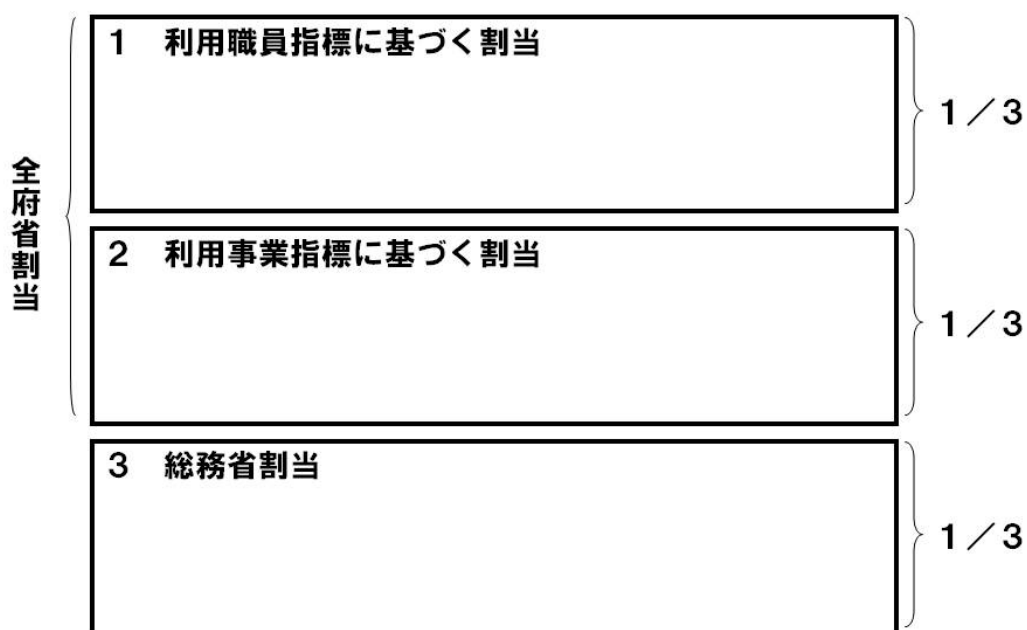
区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,207 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,623 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,566 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,509 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	71,132 千円

3. 総務省は、上記2に加え、経費全体の33%に相当する額を料金基礎額とする。

政府統計共同利用システムにおける各府省利用料金の構造

各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、システムを利用する観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

1. 料金構造



2. 算定基礎数について

各指標を一律に評価するため、算定基礎数を以下のとおり設定する。

① 算定基礎数

各指標の算定基礎総数合計（一律 5,000）を、指標別に各府省の階級値の合計で除し、これに各階級値を乗じ正規化したもの。

算出式は以下のとおり。

$$\text{算定基礎数} = \frac{\text{算定基礎総数合計}}{\text{各指標の階級値の合計}} \times \text{各階級値}$$

(例) 利用職員指標（職員数 50 人未満の場合）

$$\frac{5,000}{1,650} \times 25 \doteq 76 \text{ (区分 A クラスの算定基礎数)}$$

(例) 利用事業指標（統計調査規模 50 未満の場合）

$$\frac{5,000}{4,025} \times 25 \doteq 31 \text{ (区分 A クラスの算定基礎数)}$$

② 利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模 ^{注1}	階級値	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	76
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	303
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	606
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	1,136
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	1,667

注1) 総務省政策統括官(統計基準担当)のホームページで公表されている国の統計関係職員数(地方支分部局を除く。)による。

③ 利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模(計数) ^{注2,3}	階級値	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	31
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	93
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	248
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	466
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	870

注2) 統計調査客體規模調査(令和2年5月13日依頼)の結果に基づき、各府省が所管する統計調査に係る客體数により算出した計数の合計による。

※ 計数については、次表参照

注3) 廃止した統計調査、今後実施の予定がない統計調査、産業連関表の作成のみを目的とした統計調査、業務統計及び加工統計を除く。

統計調査規模に応じた計数表

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客體数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客體数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客體数 50,000 以上の統計調査	40

3. 料金基礎額の決定

政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（料金基礎額）は、2で決定した各府省の利用職員指標と利用事業指標の算定基礎数の合計値を基に、次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

区分	算定基礎数合計値	料金基礎額（年額）
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	8,207 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	24,623 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,566 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	46,509 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	71,132 千円

※ 総務省は、上記に加え、経費全体の 33%に相当する額を料金基礎額とする。

令和3年度政府統計共同利用システム利用料金(概算額)

(単位：千円)

府省名	利用職員指標			利用事業指標			算定基礎数 合計	料金区分	料金基礎額 (X)	料金基礎額 (Y)	利用料金	
	統計関係職員数			統計調査数							X + Y	月額
	階級値	区分	算定基礎数	階級値	区分	算定基礎数						
内閣官房	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
人事院	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
内閣府本府	100	B	303	200	C	248	551	II	24,623	0	24,623	2,052
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
警察庁	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
金融庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消費者庁	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
総務省	550	E	1,664	700	E	871	2,535	V	71,132	247,945	319,077	26,590
法務省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
外務省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
財務省	25	A	76	200	C	248	324	II	24,623	0	24,623	2,052
文部科学省	25	A	76	200	C	248	324	II	24,623	0	24,623	2,052
厚生労働省	200	C	606	700	E	870	1,476	V	71,132	0	71,132	5,928
農林水産省	200	C	606	200	C	248	854	IV	46,509	0	46,509	3,876
経済産業省	200	C	606	700	E	870	1,476	V	71,132	0	71,132	5,928
国土交通省	100	B	303	700	E	870	1,173	V	71,132	0	71,132	5,928
環境省	25	A	76	200	C	248	324	II	24,623	0	24,623	2,052
防衛省	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
日本銀行	25	A	76	25	A	31	107	I	8,207	0	8,207	684
合計	1,650		5,000	4,025		5,000	10,000		503,392	247,945	751,337	62,611
【参考】 合計(日銀除く)									495,185	247,945	743,130	61,928

令和3年度政府統計共同利用システム利用料金(増減額)

(単位：千円)

府省名	令和3年度概算要求額 (V)	令和2年度予算額 (W)	各府省増減額 (V-W)
内閣官房	8,207	8,215	▲ 8
人事院	8,207	8,215	▲ 8
内閣府本府	24,623	24,645	▲ 22
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	8,207	8,215	▲ 8
警察庁	8,207	8,215	▲ 8
金融庁	—	—	—
消費者庁	8,207	8,215	▲ 8
総務省	319,077	319,355	▲ 278
法務省	8,207	8,215	▲ 8
外務省	8,207	8,215	▲ 8
財務省	24,623	24,645	▲ 22
文部科学省	24,623	24,645	▲ 22
厚生労働省	71,132	71,196	▲ 64
農林水産省	46,509	46,551	▲ 42
経済産業省	71,132	71,196	▲ 64
国土交通省	71,132	71,196	▲ 64
環境省	24,623	24,645	▲ 22
防衛省	8,207	8,215	▲ 8
日本銀行	8,207	8,215	▲ 8
合計	751,337	752,009	▲ 672
【参考】合計(日銀除く)	743,130	743,794	▲ 664

統計調査等業務最適化推進協議会の運営について

2006年（平成18年）4月24日
統計調査等業務最適化推進協議会決定
2008年（平成20年）3月31日改定
2010年（平成22年）9月24日改定
2012年（平成24年）5月23日改定
2017年（平成29年）4月1日改定
2020年（令和2年）8月11日改定

統計調査等業務最適化推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、「統計調査等業務最適化推進協議会について」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に定めるもののほか、下記のとおりとする。

記

1 開催

- (1) 協議会は、必要がある場合に議長が随時招集するものとする。
- (2) 議長は、前項に定めるほか、協議会の構成員から要請があり、必要と認めるときは、協議会を招集するものとする。
- (3) 協議会の構成員が出席できないときは、当該構成員の指名する代理の職員が出席することができる。
- (4) 協議会は、構成員（代理の職員を含む。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 議決

協議会に付議された事項のうち協議会の決定とするものの議決は、協議会に出席する構成員（代理の職員を含む。）において、全会一致により行う。

3 幹事会

- (1) 統計調査等業務の最適化の推進に係る各府省に共通する課題並びに政府統計共同利用システムその他統計調査等業務の最適化に係る情報システムの整備及び運営等について、検討、連絡調整及び審議等を行うため、協議会の下に、「統計調査等業務最適化推進協議会幹事会」（以下「幹事会」という。）を設置するもの

とする。

- (2) 幹事会に主査を置く。主査は、議事を管理し、会議の進行を行う。また、必要に応じ、幹事会の検討状況等を協議会に報告するものとする。
- (3) 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする（幹事会構成員の職名の変更があった場合は、3(4)の庶務において適宜別紙を更新する。）。ただし、主査は、必要があると認める場合は、政府統計共同利用システムの運用管理機関の職員及びその他の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- (4) 幹事会の庶務は、総務省統計局統計情報システム管理官において処理する。
- (5) 上記1及び2に定める事項は、幹事会の決定又は承認とする議事に準用するものとする。
- (6) その他幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。

4 その他

共通問題専門部会、情報システム専門部会及び調査項目標準化等専門部会は、上記3の幹事会の設置に伴い廃止する。

(別紙)

統計調査等業務最適化推進協議会幹事会構成員

主 査 総務省統計局統計情報システム管理官
構成員 内閣官房内閣人事局参事官補佐
人事院事務総局総務課広報情報室長
内閣府大臣官房企画調整課課長補佐
宮内庁長官官房秘書課調査企画室室長補佐
公正取引委員会事務総局官房総務課課長補佐
警察庁情報通信局情報管理課課長補佐
金融庁総務企画局企画課調査室課長補佐
消費者庁総務課企画官
総務省統計局統計調査部調査企画課課長補佐（総括）
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付統計企画管理官補佐
（総括・企画・高度利用担当）
法務省大臣官房司法法制部司法法制課補佐官
外務省領事局政策課課長補佐
財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官
文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐
厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付
統計企画調整室長補佐
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官管理官補佐
経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐
国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課課長補佐
環境省大臣官房環境計画課課長補佐
防衛省大臣官房企画評価課部員